

○高知県警察シンボルマスコット使用取扱規程

平成14年1月17日

高知県警察本部訓令第1号

改正 令和3年6月24日高知県警察本部訓令第13号

警察本部

警察署

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人高知県警察義会が定めた、高知県警察イメージキャラクター使用取扱規程（平成14年財団法人高知県警察義会規程第3号）第2条に基づき、高知県警察のシンボルマスコットを「ポリンくん」、「ポーリーちゃん」と定め、別表の高知県警察が作成したシンボルマスコット（以下「マスコット」という。）を使用する場合（展開した場合を含む。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

一部改正〔令和3年6月本部訓令第13号〕

(届出)

第2条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめ、別記第1号様式の高知県警察シンボルマスコット使用届出書（以下「届出書」という。）を、高知県警察本部長（以下「本部長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 一般社団法人高知県交通安全協会、一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会、公益社団法人高知県防犯協会等の高知県警察が所管する公益法人等がその事業目的を達成するため使用するとき。
- (2) 地方公共団体が使用するとき。
- (3) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (5) その他、本部長が適当と認めたとき。

一部改正〔令和3年6月本部訓令第13号〕

(使用範囲)

第3条 本部長は、前条の規定による使用の届出があつた場合において、その内容が次の各号に該当する場合は受理しない。また、受理後であっても使用を差し止めることができる。

- (1) 高知県警察のイメージを傷つけるおそれがあると認められたとき。
- (2) 正しい使用方法にしたがって使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 不偏不党かつ公平中正な警察の職務に誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。

るとき。

(5) その他、本部長がその使用について適当でないとき。

(使用の遵守事項)

第4条 使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受理された用途のみに使用すること。

(2) 定められた色、図柄を正しく使用し、規格外の展開など応用使用はしないこと。

(3) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに本部長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(4) その他、本部長が特に条件を付した場合は、これに従って使用すること。

(届出内容の変更)

第5条 届出書を受理された者が、届出書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第2号様式の高知県警察シンボルマスコット使用変更届出書を本部長に提出しなければならない。

2 第2条の規定は、前項の場合に準用する。

3 使用変更届出の受理後についても、前条を遵守しなければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、マスコットの使用の取扱いについて必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年1月17日から施行する。

附 則 (令和3年6月24日高知県警察本部訓令第13号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

別表

使用届出を必要とするもの

高知県警察シンボルマスコット「ポリンくん」、「ポーリーちゃん」（各種の活動に展開した場合も含む。）



「ポリンくん」

「ポーリーちゃん」

別記

第1号様式（第2条、第5条関係） 全部改正〔令和3年6月本部訓令第13号〕

受理年月日	受理番号	受理担当者

高知県警察シンボルマスコット使用届出書

年 月 日

高知県警察本部長 様

届出者
住所
氏名

下記のとおり、高知県警察シンボルマスコット「ポリンくん」、「ポーリーちゃん」を使用したく届出をします。

なお、規程第3条に該当すると認められる場合には、直ちに使用を中止します。

記

1 使用対象	
2 使用目的内容等	
3 使用期間	
4 連絡先	
5 添付文書の有無	有 ・ 無

備考 「添付文書の有無」欄は、本届出書とともに企画書等の提出がある場合には「有」に、ない場合には「無」に、それぞれ○印をするものとする。

第2号様式（第5条関係） 全部改正〔令和3年6月本部訓令第13号〕

受理年月日	受理番号	受理担当者

高知県警察シンボルマスコット使用変更届出書

年 月 日

高知県警察本部長 様

届出者
住所
氏名

先に届出した内容（受理番号第 号）について、下記のとおり変更します。
記

1 使用対象	
2 使用目的内容等	
3 使用期間	
4 連絡先	
5 添付文書の有無	有 ・ 無
6 その他	

備考 「添付文書の有無」欄は、本届出書とともに企画書等の提出がある場合には「有」に、ない場合には「無」に、それぞれ○印をするものとする。